

令和5年11月16日

DX推進担当部

## 自治体情報システム標準化の取組み状況について

### 主旨

自治体情報システム標準化に関し、国の基本方針の改定や現時点の区の取組状況について別紙のとおり報告する。

# 自治体情報システム標準化 の取組み状況について

DX推進担当部

令和5年11月16日

## 1 取組みの概要

- 住民記録、地方税、福祉など、自治体の基本的な事務を処理する基幹業務システムについて、システム事業者が開発し、国が用意するガバメントクラウド等に構築する「標準準拠システム」に移行する。
- 「地方自治体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、令和7年度末までに標準準拠システムに移行することが義務付けられている。

## 2 国の想定する効果

コスト削減・ ベンダロックイン解消	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 制度改正等の場合に各自治体での方針決定やシステム改修への対応が不要となるだけでなく、<u>都度法改正対応にかけてきた経費が不要になっていく</u></li><li>✓ 各事業者が自らクラウド基盤を整備することなくシステム提供ができるようになり、ベンダロックインの解消、ベンダ競争環境が確保されていく</li></ul>
行政サービス・ 住民の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 自治体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的コストが軽減され、<u>地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようになっていく</u></li><li>✓ 行政手続のオンライン化に寄与するシステム連携の要件が標準化されることで、<u>更なる住民の利便性向上に資する</u></li><li>✓ データ要件が標準化されることで、<u>新たなサービス提供への対応を早期に行えるようになっていく</u></li></ul>
行政運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 標準化・共通化を進めることで、システムの共同運用やデジタル技術等の有効活用による<u>業務プロセスの見直し</u>が図られる</li></ul>

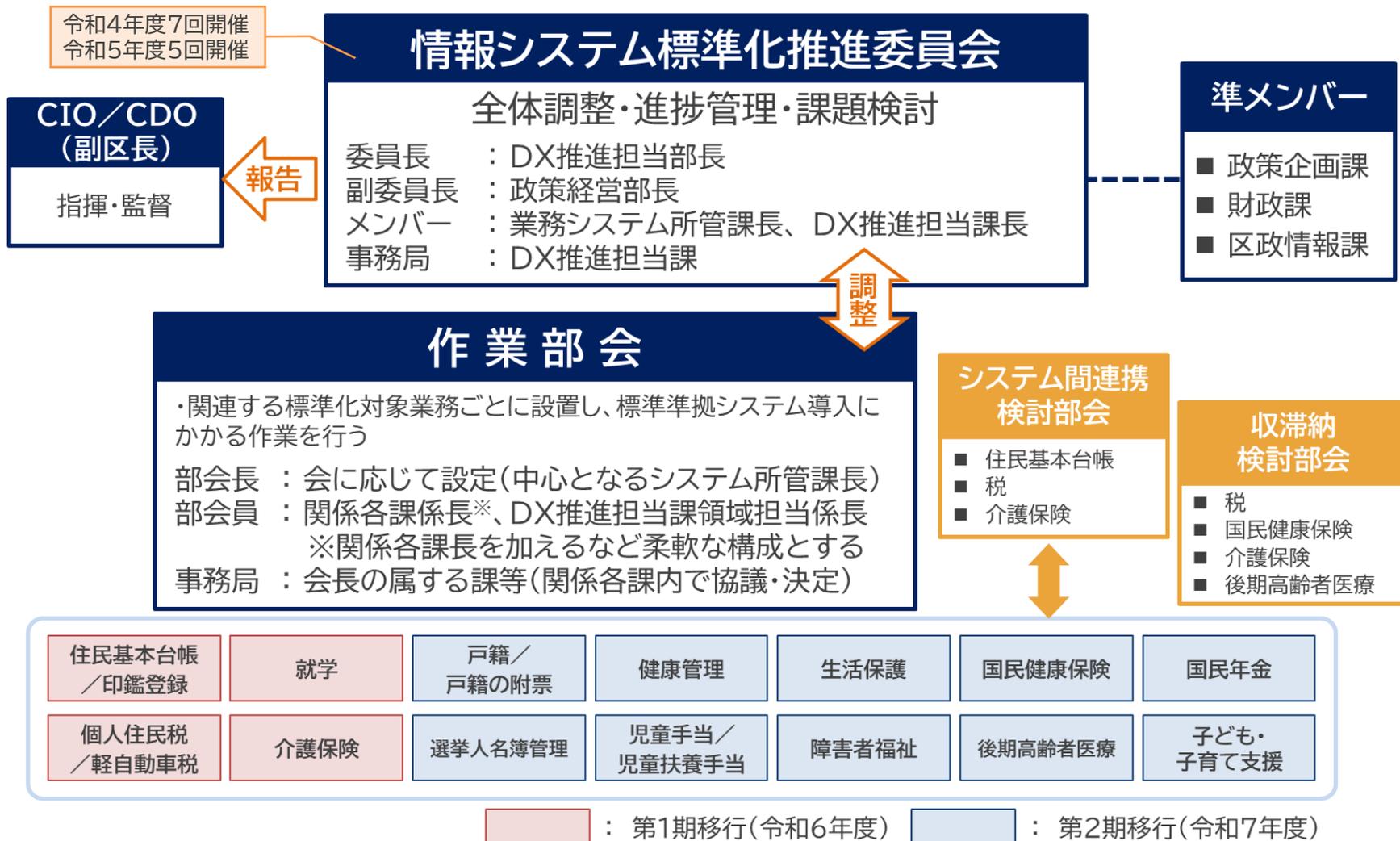
➔ システム標準化により、DX推進の基盤となる部分を整え、将来的な人的・財政的負担の軽減や住民の利便性の向上を目指す

# 標準化に係る主な動向（令和4年10月～令和5年10月）

<p>令和4年10月7日 </p>	<p>地方公共団体情報システム標準化基本方針 閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、方針を定めるもの</li> <li>✓ 移行期間:「標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度末(令和8年3月末)までに移行することを目指す」ことが明記</li> </ul> <table border="1" data-bbox="581 415 1850 615"> <thead> <tr> <th data-bbox="581 415 977 468">施策に関する基本的な方針</th> <th data-bbox="977 415 1470 468">標準化基準に関する基本的な事項</th> <th data-bbox="1470 415 1850 468">その他推進に必要な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="581 468 977 615"> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化対象事務の範囲</li> <li>標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加</li> </ul> </td> <td data-bbox="977 468 1470 615"> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通標準化基準に関する基本的な事項</li> <li>標準化基準の策定に関する基本的な事項</li> </ul> </td> <td data-bbox="1470 468 1850 615"> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体への財政支援</li> <li>地方公共団体へのその他の支援</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	施策に関する基本的な方針	標準化基準に関する基本的な事項	その他推進に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準化対象事務の範囲</li> <li>標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通標準化基準に関する基本的な事項</li> <li>標準化基準の策定に関する基本的な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体への財政支援</li> <li>地方公共団体へのその他の支援</li> </ul>
施策に関する基本的な方針	標準化基準に関する基本的な事項	その他推進に必要な事項					
<ul style="list-style-type: none"> <li>標準化対象事務の範囲</li> <li>標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通標準化基準に関する基本的な事項</li> <li>標準化基準の策定に関する基本的な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体への財政支援</li> <li>地方公共団体へのその他の支援</li> </ul>					
<p>令和4年10月7日 </p>	<p>地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ガバメントクラウドの提供方式、利用に係る契約関係、責任分界について記載</li> </ul>						
<p>令和5年1月～3月 </p>	<p>第1期移行業務(住記・印鑑、税務、就学、介護) 情報提供依頼</p>						
<p>令和5年4月～6月 </p>	<p>第1期移行業務(住記・印鑑、税務、就学、介護) プロポーザル公告</p>						
<p>令和5年5月8日 </p>	<p>ガバメントクラウド早期移行団体検証事業第二回公募への応募</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和5年6月9日付で検証自治体として採択通知を受領</li> </ul>						
<p>令和5年6月30日 </p>	<p>連携基盤システム プロポーザル公告</p>						
<p>令和5年9月8日 </p>	<p>地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更 閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム(移行困難システム)への対応方針に関する記載が追加</li> </ul>						

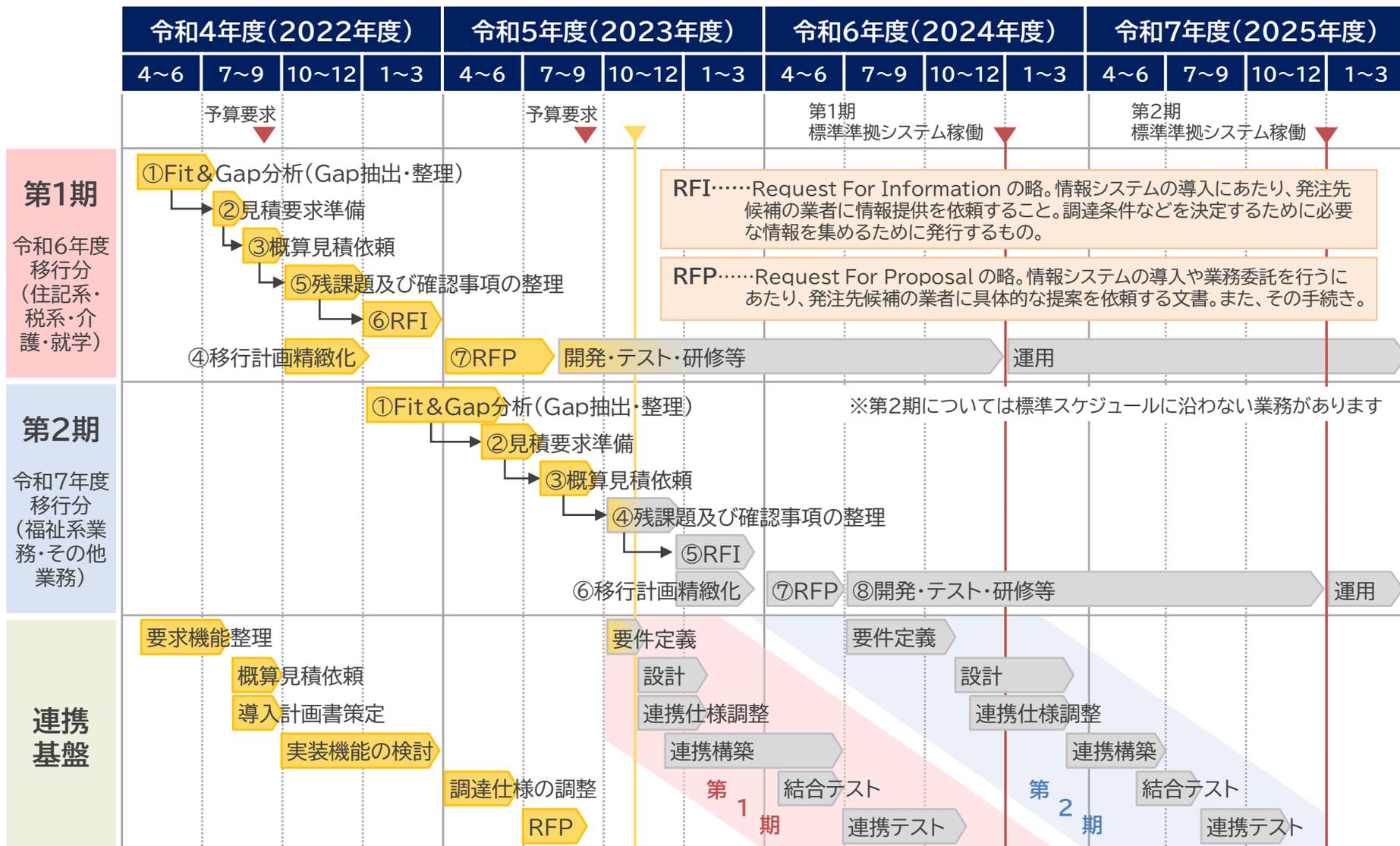
# 庁内推進体制と区の検討状況

- 令和4年度から「世田谷区情報システム標準化推進委員会設置要綱」に基づき、庁内推進体制を構築し、作業部会において導入に係る作業を実施している。



# 各業務の進捗状況（令和5年10月末時点）

- 第1期、第2期移行業務及び連携基盤の進捗状況については、以下のとおり。



# 第1期移行業務・連携基盤 選定状況、契約金額(移行経費)

- 事業者選定に当たり、システムごとに要綱で定める事業者選定委員会を設置し、提案書の書類審査、価格審査に基づき構築事業者の候補を選定した。

ベンダ選定状況	委託候補事業者	技術点	価格点	総得点
住民基本台帳/印鑑登録	富士通Japan株式会社	574.9点	53点	628点
個人住民税/軽自動車税	富士通Japan株式会社	606点	33点	639点
介護保険	富士通Japan株式会社	551点	84点	635点
就学	富士通Japan株式会社	522.9点	225.22点	748.12点
連携基盤	日立システムズ株式会社	574.65点	256.50点	831.15点

**選定方式** プロポーザル方式 1000点満点(技術点:700点、価格点:300点)

- 第1期業務における契約金額(移行経費)及び連携基盤システム構築経費(運用・保守経費※1やミドルウェア等のライセンス費用は除く)は以下のとおり。

契約金額(移行経費)	令和5年度	令和6年度	総額
住民基本台帳/印鑑登録	1億3133万1519円	1億6411万5710円	2億9544万7229円
個人住民税/軽自動車税	4億9437万9831円	5億7432万6500円	10億6870万6331円
介護保険	2億9876万3124円	4億4854万7000円	7億4731万124円
就学	5550万2700円	5675万7470円	1億1226万170円
連携基盤	1億742万500円	1億869万1000円	2億1611万1500円※2 ※2 令和7年度も継続して構築

※1 令和6年度の切替後の運用・保守経費については、移行契約の中で運用を整理することで精査する

# 移行困難システムの概要と区における状況

- 移行困難システムとは、以下の類型に該当するシステムのことを指す。
- 移行困難システムとして判定された場合には、団体名、業務システム名、移行完了時期、移行困難システムに該当する事由等が公表される予定である。

分類	類型	
個別開発	1	現行システムがメインフレームで運用されているシステム
	2	現行システムがパッケージシステムではない個別開発システムで運用されているシステム
ベンダ撤退	3	現行事業者が標準準拠システムの開発を行わないとしているシステムであり、かつ代替システム調達の見込みが立たないシステム

- 「地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和5年9月8日付閣議決定)」において、移行困難システムへの対応方針について、以下のとおり明記されている。
  - ① デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限(令和7年度末以降の移行完了期限)を設定することとする。
  - ② なお、この場合であっても、令和7年度末までに、当該システムをデータ要件の標準に関する標準化基準には適合させる(データ利活用等の観点から規定の形式でデータ出力可能な状態を担保する)こととする。

➡ 世田谷区においては、児童手当/児童扶養手当、障害者福祉の一部業務(身障手帳、療育手帳、国手当)が該当する可能性があり、デジタル庁の調査への回答等、国や都との調整を進めている。